

第35号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例
神戸市工業用水道条例（昭和39年3月条例第93号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表水温の項中「31.3度以下」を「常温」に，同表水素イオン濃度の項中「5.8から7.2まで」を「6.5から8.0まで」に改める。

第15条，第20条及び第22条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，第15条，第20条及び第22条第1項の改正規定は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

本市の工業用水道の水質基準を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市工業用水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水質及び水圧)

第14条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準による。

項目	基準
水温	<u>31.3度以下</u>
略	略
水素イオン濃度	<u>5.8から7.2まで</u>

	<u>常温</u>
	<u>6.5から8.0まで</u>

2 略

(料金)

第15条 料金は、次の基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、使用者から徴収する。

100分の110

(1), (2) 略

(メーター使用料)

第20条 第28条第1項の規定により貸し付けたメーターについては、使用者から、次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額のメーター使用料を徴収する。

100分の110

給水管口径	金額 (1個1月につき)
略	略

(前納料金)

第22条 管理者は、使用者から、給水開始前、基本使用水量に24を乗じたものの30日分の基本料金に100分の108を乗じて得た額を前納させることができる。

100分の110

2 略